

第 72 回

定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

■ 場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、
書面又はインターネットにより、
平成29年6月28日（水曜日）午後5時45分までに
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	17
連結計算書類	46
計算書類	51
監査報告書	55



株式会社 **大気社**

証券コード：1979

(証券コード：1979)

平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株式会社 大気社

代表取締役社長 芝 利 昭

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、3頁から4頁に記載の方法により、平成29年6月28日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第72期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taikisha.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taikisha.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席による議決権行使



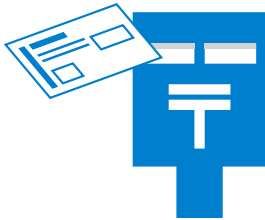
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成29年6月29日（木）午前10時

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

書面（郵送）による議決権行使



同封の
議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただき
ご返送ください。

行使期限

平成29年6月28日（水）
午後5時45分到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社指定の
議決権行使ウェブサイト
にて各議案に対する賛否
をご入力ください。

行使期限

平成29年6月28日（水）
午後5時45分受付分まで

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成29年6月28日(水曜日)午後5時45分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードはご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案いたしまして、株主の皆様のご支援にお応えべく、以下のとおりとさせていただきます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金25円と合わせ、前期に比べ3円増配の1株につき70円となります。

また、将来の事業展開に備えるため、以下のとおり2億円を、情報化投資積立金に積み立てることにいたします。

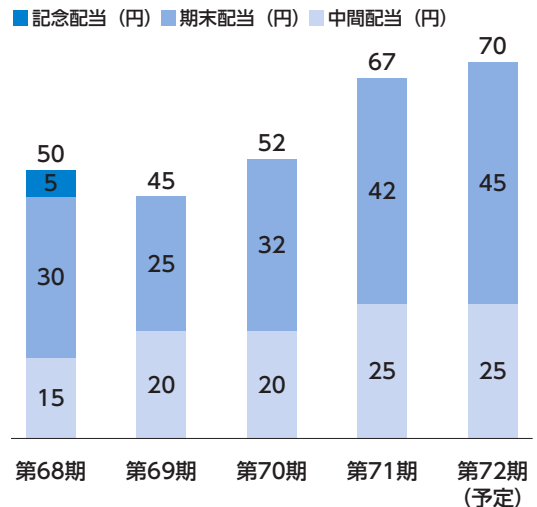
1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金45円
総額 1,539,277,560円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 200,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
情報化投資積立金 200,000,000円

【ご参考】 1株当たり年間配当金



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者（2名）につきましては、いずれの候補者も当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。当社の社外役員の独立性基準につきましては、13頁をご参照ください。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	うえにし えいたろう 上西 栄太郎	取締役会長	12回／12回 (出席率100%)
2 再任	しばとし あき 芝 利 昭	代表取締役社長執行役員	12回／12回 (出席率100%)
3 再任	かとう こうじ 加藤 考 二	代表取締役副社長執行役員 管理本部管掌	12回／12回 (出席率100%)
4 再任	むかい ひろし 向井 浩	取締役専務執行役員 環境システム事業部長	12回／12回 (出席率100%)
5 新任	うえの だんりょう いち 上之段 良 一	専務執行役員 塗装システム事業部長	—
6 再任	はまなか ゆきのり 浜中 幸 憲	取締役常務執行役員 塗装システム事業部副事業部長	11回／12回 (出席率91.7%)
7 新任	はやかわ かず ひで 早川 一 秀	常務執行役員 経営企画本部長	—
8 新任	なかじま やすし 中島 靖	常務執行役員 環境システム事業部副事業部長	—
9 再任 社外 独立	むらかみ しゅう いち 村上 修 一	取締役	12回／12回 (出席率100%)
10 新任 社外 独立	ひこさか ひろかず 彦坂 浩 一	監査役	—

候補者
番号

1

うえにし えい た ろう
上 西 栄太郎

再任

生年月日

昭和26年1月12日（満66歳）

取締役在任期間

14年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

216,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 当社入社
平成15年6月 取締役
平成17年4月 環境設備事業部大阪支社長
平成19年4月 取締役上席執行役員環境システム事業部東京第一支店長
平成20年4月 取締役上席執行役員社長付経営企画担当
平成21年4月 取締役常務執行役員社長付全社営業推進担当
平成22年4月 代表取締役社長執行役員
平成25年4月 代表取締役会長執行役員
平成28年4月 取締役会長（現在）

取締役候補者とした理由

上西栄太郎氏は、代表取締役社長執行役員等を経て、平成28年から業務執行を行わない取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

しば とし あき
芝 利 昭

再任

生年月日

昭和24年12月19日（満67歳）

取締役在任期間

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

16,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年4月 当社入社
平成20年4月 執行役員環境システム事業部海外統括準備室長兼技術統括部副統括部長兼工事購買室長
平成21年4月 上席執行役員環境システム事業部技術統括部長
平成24年4月 常務執行役員環境システム事業部長
平成24年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部長
平成25年4月 取締役専務執行役員環境システム事業部長
平成27年4月 取締役副社長執行役員環境システム事業部長
平成28年4月 代表取締役副社長執行役員
平成29年4月 代表取締役社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

芝利昭氏は、本年4月から代表取締役社長執行役員として、当社グループの経営を指揮しております。これまでの実績に鑑み、また中期経営計画の実行を通じた当社グループの安定的かつ持続的な成長と企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

かとうこうじ
加藤考二

再任

生年月日

昭和30年6月12日（満62歳）

取締役在任期間

8年9か月（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

7,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 当社入社
平成17年6月 取締役
平成19年4月 環境システム事業部長付
平成21年4月 執行役員環境システム事業部技術企画部長
平成22年4月 常務執行役員環境システム事業部長兼技術企画部長
平成22年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部長兼技術企画部長
平成24年4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼環境担当兼経営企画室長
平成25年4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼CSR担当
平成26年4月 取締役常務執行役員管理本部長兼CSR担当
平成28年4月 取締役専務執行役員管理本部長兼CSR担当
平成29年4月 代表取締役副社長執行役員管理本部管掌（現在）

取締役候補者とした理由

加藤考二氏は、本年4月から代表取締役副社長執行役員として、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実等を通じた当社グループの経営基盤の強化を推進する上で、重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

むかいひろし
向井浩

再任

生年月日

昭和28年10月10日（満63歳）

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

5,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 当社入社
平成24年4月 執行役員環境システム事業部大阪支社長
平成26年4月 上席執行役員環境システム事業部大阪支社長
平成27年4月 常務執行役員環境システム事業部副事業部長
平成27年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部副事業部長
平成28年4月 取締役常務執行役員環境システム事業部長
平成29年4月 取締役専務執行役員環境システム事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

向井浩氏は、環境システム事業において豊富な業務経験を有するとともに、取締役就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

5

うえ の だん りょう いち
上之段 良 一

新任

生年月日

昭和28年7月20日（満63歳）

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

3,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年2月 当社入社

平成20年4月 執行役員塗装システム事業部オートメーション事業所長

平成22年4月 上席執行役員塗装システム事業部第三事業所長兼オートメーション事業所長

平成23年4月 上席執行役員塗装システム事業部技術統括部副統括部長兼第三事業所長兼オートメーション事業所長

平成24年4月 上席執行役員塗装システム事業部技術統括部副統括部長兼第三事業所長

平成25年4月 上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼オートメーション事業所長

平成27年4月 常務執行役員塗装システム事業部副事業部長兼オートメーション事業所長

平成29年4月 専務執行役員塗装システム事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

上之段良一氏は、塗装システム事業において豊富な業務経験を有しており、本年4月から塗装システム事業部長を務めております。これまでの実績に鑑み、今後は取締役として当社グループのさらなる発展に貢献することが期待できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

はま なか ゆき のり
浜 中 幸 憲

再任

生年月日

昭和33年12月10日（満58歳）

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11回／12回（出席率91.7%）

所有する当社の株式の数

2,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社

平成22年4月 執行役員塗装システム事業部第一事業所長

平成25年4月 上席執行役員塗装システム事業部技術統括部長

平成27年4月 上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼営業技術統括部長

平成27年6月 取締役上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼営業技術統括部長

平成28年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

浜中幸憲氏は、塗装システム事業において豊富な業務経験を有するとともに、取締役に就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

はや かわ かず ひで
早 川 一 秀

新任

生年月日

昭和30年4月18日（満62歳）

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 当社入社
平成24年4月 執行役員環境システム事業部技術統括部長
平成25年10月 執行役員環境システム事業部営業統括部長
平成26年4月 上席執行役員環境システム事業部営業統括部長
平成28年4月 上席執行役員環境システム事業部営業担当副事業部長兼営業統括部長
平成29年4月 常務執行役員経営企画本部長（現在）

取締役候補者とした理由

早川一秀氏は、環境システム事業において豊富な業務経験を有しており、本年4月から経営企画本部長を務めております。これまでの実績に鑑み、今後は取締役として当社グループのさらなる発展に貢献することが期待できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

8

なか じま やすし
中 島 靖

新任

生年月日

昭和35年2月23日（満57歳）

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年4月 当社入社
平成25年4月 五洲大気社工程有限公司董事（現在）
平成26年4月 執行役員環境システム事業部技術統括部長
平成27年4月 上席執行役員環境システム事業部技術統括部長兼海外統括部長
平成28年4月 上席執行役員環境システム事業部技術担当副事業部長兼技術統括部長兼海外統括部長
平成29年4月 常務執行役員環境システム事業部副事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

中島靖氏は、環境システム事業において豊富な業務経験を有しており、平成28年から環境システム事業部副事業部長を務めております。これまでの実績に鑑み、今後は取締役として当社グループのさらなる発展に貢献することが期待できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

9

むら 村上 修 一
かみ しゅう いち

再任 社外 独立

生年月日

昭和25年11月12日（満66歳）

取締役在任期間

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

8,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年4月 株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）常務執行役員兼四国本部長
平成20年4月 同社企業営業企画部顧問
平成20年6月 同社退職
当社監査役
オリジン電気株式会社常勤監査役（社外監査役）（平成24年6月退任）
平成24年6月 当社取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

村上修一氏は、大手損害保険会社の業務執行責任者として培われた豊富な知識と経験を有しており、取締役就任以来、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する的確な助言、監督をいただいております。取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

独立性に関する考え方

村上修一氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の出身であります。平成20年に同社を退職しております。同社は、当社株式を所有しておりますが、持株比率は0.36%であります。同社と当社との間には、平成28年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における取引額の過去3事業年度（平成26年度から平成28年度。以下同じ。）平均額は、同社の経常収益の過去3事業年度平均額及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。）。

新任 社外 独立

生年月日

昭和35年12月2日（満56歳）

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年4月 朝日信用金庫入庫（昭和60年3月退職）

平成4年4月 弁護士登録 中島法律事務所（現 中島・彦坂・久保内法律事務所）入所（現在）

平成11年4月 関東弁護士連合会理事

平成17年4月 日本弁護士連合会常務理事

平成18年6月 株式会社アドウェイズ取締役（社外取締役）

平成22年6月 同社監査役（現在）

平成26年4月 東京弁護士会副会長

平成27年6月 当社監査役（現在）

社外取締役候補者とした理由

彦坂浩一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、主に法務面で当社の経営に対して的確な助言、監督をいただけたと考えております。取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

独立性に関する考え方

彦坂浩一氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏は、中島・彦坂・久保内法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村上修一、彦坂浩一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 彦坂浩一氏は、現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって社外監査役を辞任いたします。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏の社外監査役としての、平成28年度に開催された取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。
- ・取締役会への出席状況：12回／12回（出席率100%）
 - ・監査役会への出席状況：9回／9回（出席率100%）
4. 当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき西上栄太郎及び村上修一の両氏との間で当該契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、当社は、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき、現在社外監査役である彦坂浩一氏との間で当該契約を締結しております。同氏の取締役選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、業務執行取締役等でない取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善悪かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
5. 当社は、村上修一、彦坂浩一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 各候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

【ご参考】 社外役員の独立性基準

当社は、経営の健全性、透明性の向上を図るため、当社における社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準を、次のとおり定めております。社外取締役又は社外監査役が次の基準のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断されます。

1. 当社の大株主（※1）又はその業務執行者
2. 当社の主要な借入先（※2）又はその業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先（※4）又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。）
6. 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。）
7. 最近3年間に於いて上記1から6までのいずれかに該当していた者
8. 下記（1）から（3）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等内の親族
 - （1）上記1～7までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役

（※1）当社の大株主とは、直近の事業年度末において直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

（※2）当社の主要な借入先とは、当社の借入金残高が、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（※3）当社を主要な取引先とする者とは、当社から支払いを受けた過去3事業年度平均額が、その者の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

（※4）当社の主要な取引先とは、当社に対する支払いの過去3事業年度平均額が、当社の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

監査役齊藤正明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役彦坂浩一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、福家聖剛氏は、彦坂浩一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任された監査役の任期の満了すべき時までとなり、残任期間は2年であります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外監査役候補者（1名）につきましては、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。当社の社外役員の独立性基準につきましては、13頁をご参照ください。

候補者
番号

1

お がわ てつ や
小 川 哲 也

新任

生年月日

昭和28年4月25日（満64歳）

監査役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

7,200株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和47年4月 当社入社
 平成19年4月 執行役員塗装システム事業部施工品質統括部長
 平成22年4月 上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長
 平成23年6月 取締役上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長
 平成24年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長
 平成25年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長
 平成26年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部長
 平成28年4月 取締役専務執行役員塗装システム事業部長
 平成29年4月 取締役（現在）

監査役候補者とした理由

小川哲也氏は、平成23年から取締役を務めるなど、長年にわたり当社グループの経営に携わり、事業内容に精通していることから、取締役の職務執行を監査するのに適任であると判断し、新たに監査役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ふ け きよ たか
福 家 聖 剛

新任 社外 独立

生年月日

昭和29年4月19日（満63歳）

監査役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成 26年 4月 明治安田生命保険相互会社執行役副社長

平成 26年 7月 同社取締役執行役副社長

平成 28年 4月 同社取締役（同年7月退任）

平成 28年 6月 みずほ信託銀行株式会社監査役（社外監査役）（現在）

平成 28年 7月 明治安田生命保険相互会社顧問（現在）

社外監査役候補者とした理由

福家聖剛氏は、大手生命保険会社の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行を監査するのに適任であると判断し、新たに監査役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

福家聖剛氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社から独立性を有していると判断しております。同氏は、明治安田生命保険相互会社の顧問を兼職しており、同社は当社の株式を所有しておりますが、持株比率は1.25%であります。同社と当社との間には、平成28年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における過去3事業年度平均額は、同社の経常収益及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。）。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福家聖剛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小川哲也氏は、現在、当社の取締役であります。本総会終結の時をもって任期満了となります。同氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏の取締役としての、平成28年度に開催された取締役会への出席状況は、次のとおりであります。
- ・取締役会への出席状況：12回／12回（出席率100%）
4. 当社は、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。小川哲也、福家聖剛の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・監査役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
5. 福家聖剛氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 各候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

こう の
河野

たかし
敬

生年月日

昭和30年2月22日（満62歳）

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和53年4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行（昭和60年10月退職）
平成4年4月	弁護士登録 小松・狛法律事務所入所
平成8年1月	虎ノ門第一法律事務所開設
平成9年6月	株式会社田村電機製作所（現 サクサ株式会社）監査役（社外監査役）
平成16年2月	サクサホールディングス株式会社監査役（社外監査役）（平成28年6月退任）
平成16年4月	サクサ株式会社監査役（社外監査役）（平成28年6月退任）
平成18年10月	河野法律事務所（現 河野・菅野法律事務所）開設（現在）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野敬氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 河野敬氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行を監査するのに適任であると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。河野敬氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・監査役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
5. 河野敬氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

以上

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

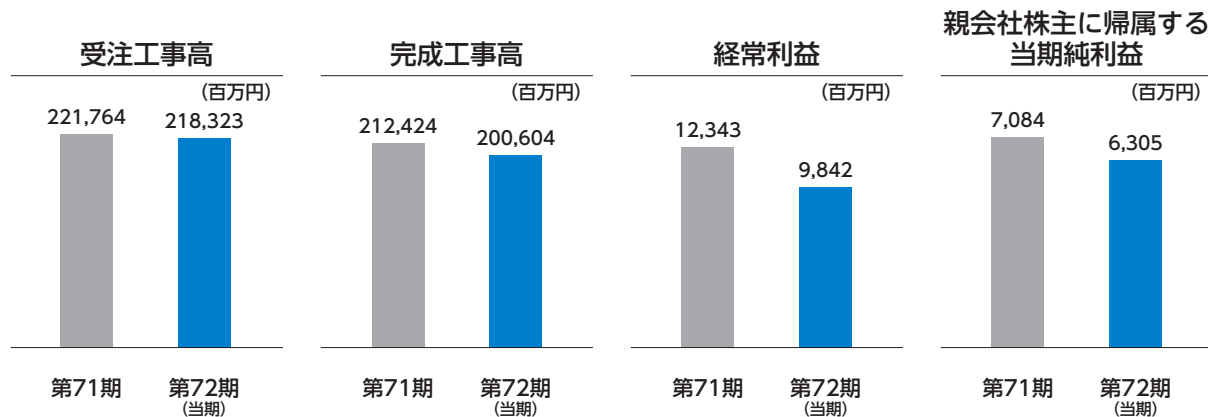
① 事業の全般的状況

当期における世界経済は、米国では雇用・所得環境の改善や個人消費の増加などを背景に緩やかな拡大基調となり、欧州でも堅調な個人消費により緩やかな回復基調が続きました。アジアでは、総じて底堅く推移し、中国においても成長率の減速傾向からの持ち直しが見られました。日本経済は、輸出、鉱工業生産、個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調が続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当期の受注工事高は、北米や国内において増加したものの、中国やインドネシアなどで減少したことにより、2,183億23百万円（前期比1.6%減少）となり、うち海外の受注工事高は、1,100億50百万円（前期比8.6%減少）となりました。

完成工事高は、北米や国内で増加しましたが、タイやブラジルなどで減少したことにより、2,006億4百万円（前期比5.6%減少）となり、うち海外の完成工事高は、988億20百万円（前期比16.2%減少）となりました。

利益面につきましては、完成工事高が前期比で118億20百万円減少したことや、米国での塗装システム事業のプロジェクトの採算悪化などにより、完成工事総利益は281億57百万円（前期比44億13百万円減少）、営業利益は84億73百万円（前期比42億61百万円減少）、経常利益は98億42百万円（前期比25億1百万円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は63億5百万円（前期比7億79百万円減少）となりました。



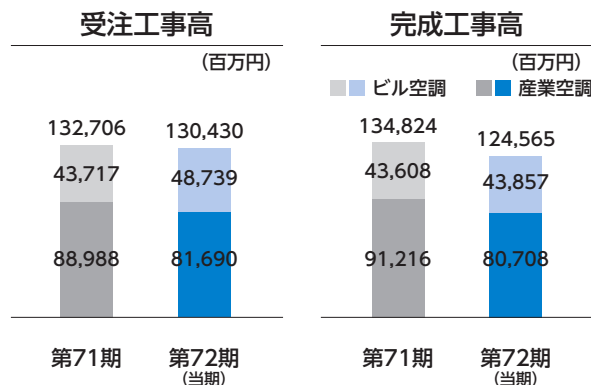
セグメントごとの業績（セグメント間の内部取引高を含む）は次のとおりであります。

環境システム事業

受注工事高は、国内のビル空調分野で増加したものの、タイやインドネシアなどで減少したことにより、前期を下回りました。完成工事高は、国内の産業空調分野が増加しましたが、タイで工事量が減少し、前期を下回りました。

この結果、受注工事高は、1,304億30百万円（前期比1.7%減少）となりました。このうちビル空調分野は、487億39百万円（前期比11.5%増加）、産業空調分野は、816億90百万円（前期比8.2%減少）となりました。完成工事高は、1,245億65百万円（前期比7.6%減少）となりました。このうちビル空調分野は、438億57百万円（前期比0.6%増加）、産業空調分野は、807億8百万円（前期比11.5%減少）となりました。セグメント利益（経常利益）につきましては99億81百万円（前期比10億31百万円増加）となりました。

【環境システム事業】

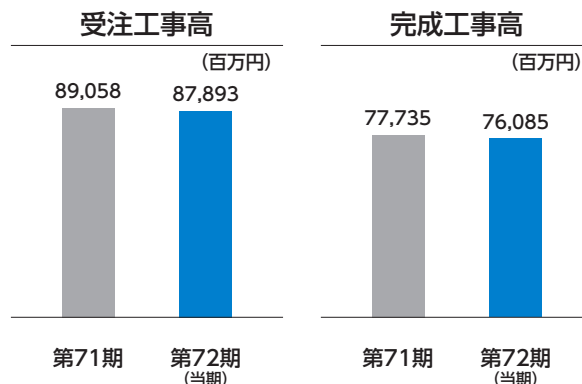


塗装システム事業

受注工事高は、北米やロシアなどで増加しましたが、中国では前期において大型プロジェクトの受注があったことの影響により減少し、前期を下回りました。完成工事高は、北米や国内などにおいて増加したものの、ブラジルや中国などで減少し、前期を下回りました。

この結果、受注工事高は、878億93百万円（前期比1.3%減少）となり、完成工事高は、760億85百万円（前期比2.1%減少）となりました。セグメント損失（経常損失）につきましては1億15百万円（前期は35億24百万円のセグメント利益（経常利益））となりました。

【塗装システム事業】



事業別受注工事高・完成工事高・次期繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 工 事 高	計	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 工 事 高	
環境システム事業	ビル空調	49,590	48,739	98,329	43,857	54,472
	産業空調	39,117	81,690	120,808	80,704	40,103
	小 計 (うち海外)	88,707 (20,083)	130,430 (35,441)	219,137 (55,525)	124,561 (36,635)	94,575 (18,890)
塗装システム事業	塗装設備 (うち海外)	63,067 (55,881)	87,893 (74,608)	150,961 (130,490)	76,043 (62,185)	74,918 (68,304)
合 計 (う ち 海 外)	151,775 (75,965)	218,323 (110,050)	370,099 (186,016)	200,604 (98,820)	169,494 (87,195)	

(注) 在外連結子会社の前期繰越工事高の換算については、当期の為替相場の変動による増減額を前期繰越工事高で修正しております。

なお、当社単独業績につきましては、受注工事高は、前期比0.4%増加の1,122億22百万円、完成工事高は、同1.8%減少の1,053億78百万円となりました。当期純利益は72億51百万円（前期比23億2百万円増加）となりました。

- ② 設備投資等の状況
当期においては、記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当期においては、記載すべき重要な事項はありません。

(2) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(3) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

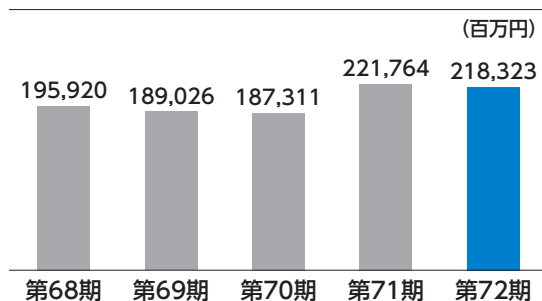
(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

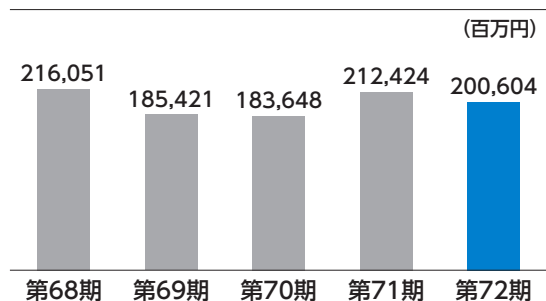
(6) 財産及び損益の状況の推移

① 業績の推移

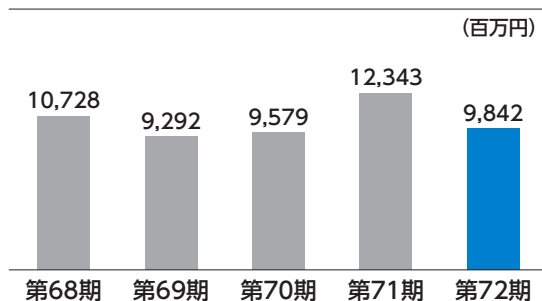
受注工事高



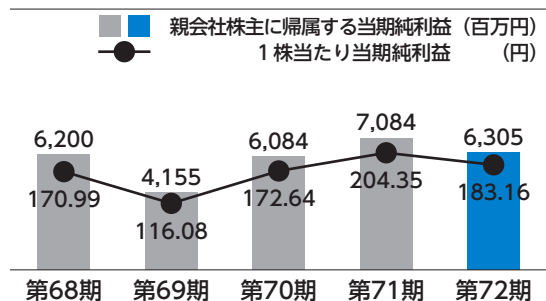
完成工事高



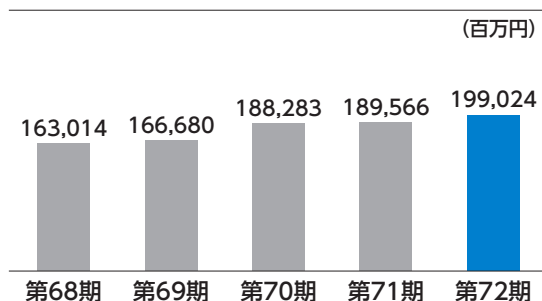
経常利益



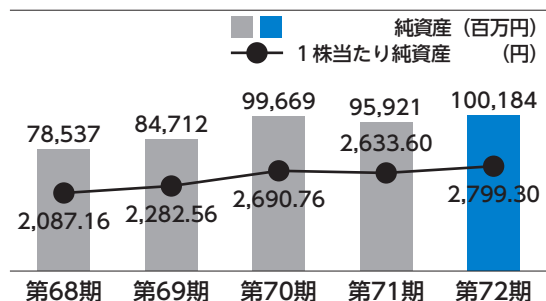
親会社株主に帰属する当期純利益／ 1株当たり当期純利益



総資産



純資産／1株当たり純資産



(単位：百万円)

年度(期) 区分	平成24年度 (第68期)	平成25年度 (第69期)	平成26年度 (第70期)	平成27年度 (第71期)	平成28年度 (第72期) 当連結会計年度
受注工事高	195,920	189,026	187,311	221,764	218,323
完成工事高	216,051	185,421	183,648	212,424	200,604
経常利益	10,728	9,292	9,579	12,343	9,842
親会社株主に帰属する当期純利益	6,200	4,155	6,084	7,084	6,305
1株当たり当期純利益(円)	170.99	116.08	172.64	204.35	183.16
総資産	163,014	166,680	188,283	189,566	199,024
純資産	78,537	84,712	99,669	95,921	100,184
1株当たり純資産(円)	2,087.16	2,282.56	2,690.76	2,633.60	2,799.30

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。なお、自己株式数には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式数を含んでおりません。

② 事業別完成工事高の推移

(単位：百万円)

年度(期) 区分	平成24年度 (第68期)	平成25年度 (第69期)	平成26年度 (第70期)	平成27年度 (第71期)	平成28年度 (第72期) 当連結会計年度
環境システム事業					
ビル空調	46,573	36,455	40,827	43,608	43,857
産業空調	90,641	78,989	75,307	91,214	80,704
小計	137,214	115,444	116,134	134,822	124,561
塗装システム事業					
塗装設備	78,837	69,976	67,513	77,602	76,043
合 計 (うち海外)	216,051 (124,097)	185,421 (114,214)	183,648 (101,344)	212,424 (117,881)	200,604 (98,820)

(7) 対処すべき課題

経営の基本方針

当社並びにグループ各社は、社是「顧客第一」と社名「大気社」が示す「エネルギー・空気・水」の環境対応技術を核として、グローバルに事業領域を拡大し、安定的かつ持続的な成長を目指します。そして全てのステークホルダーにとって魅力ある会社づくりをすすめ、社会に貢献してまいります。

① 経営基盤の強化

当社は、社会のニーズや市場環境の変化に柔軟・迅速に対応し、上記の経営の基本方針を実践するため、(ア) コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実、(イ) グローバルなコンプライアンス体制の強化、(ウ) 人材力の向上、(エ) 事業基盤強化のための戦略的な投資を積極的に行うことで、経営基盤を強化してまいります。

これらの項目を実現していくための具体的な実行計画を、各担当部門の年度方針に盛り込み、常に方針書に立ち戻りながら活動を継続しております。

なお、平成28年5月16日に公表いたしました中期経営計画（平成29年3月期～平成31年3月期）の概要及び進捗状況は、次のとおりであります。

(単位：億円)

	平成29年3月期実績	平成30年3月期目標	平成31年3月期目標
受注工事高	2,183	2,085	2,130
完成工事高	2,006	2,025	2,081
営業利益	84.7	116	123
経常利益	98.4	123	130
親会社株主に帰属する当期純利益	63.0	71	75

② 成長が期待される市場や分野への注力による事業展開

当社は、一般ビルの空調設備の設計・施工から生産設備のエンジニアリングまでを行う環境システム事業部と、自動車を中心とした塗装プラントをエンジニアリングする塗装システム事業部の2事業部制で事業を展開しております。

環境システム事業部は、国内はもとより海外市場においても事業を引き続き拡大させてまいります。特にエネルギー負荷を減らし低炭素社会の要求にあった設備設計、既存設備

のリニューアルや生産効率をあげるエンジニアリング、高効率の排気処理装置の販売、植物工場等の新規事業開拓など、環境ビジネスの充実を図ってまいります。また、原価管理を一層徹底し収益力を強化してまいります。

塗装システム事業部は、自動車の塗装・塗着効率の向上や塗装工場全体のエネルギー負荷を減らすといった総合エンジニアリング型ビジネスをさらに発展させ、インド、中国、米国及び欧州などで新設・改造される塗装プラントについて、日系自動車メーカーはもとより現地資本の自動車メーカーからの受注も増やして業績を伸ばしてまいります。また、航空機塗装等、自動車以外の塗装設備事業、新素材に対応する塗装技術、コンベヤシステム等の周辺領域へと事業を拡大してまいります。

③ 法令順守の経営

当社は、上記の経営の基本方針に基づき、「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」という経営ビジョンを策定しております。

この経営ビジョンは、当社が法令順守を経営の根幹におきながら、当社を取り巻くすべてのステークホルダーに対して価値を生み出し、社会的責任を果たしていく決意を示したもので、役員・社員に対するコンプライアンス研修の実施、内部通報制度の整備・周知、毎月開催の全社コンプライアンス委員会による順守状況の検証など、具体的施策を実行することにより法令順守の徹底に努めております。

今後も、法令順守を根幹とした、より一層高い透明性と倫理観のある経営を推進してまいります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	
サンエス工業株式会社	100百万円	87.75%	配管・板金・製缶工事及び機器製造販売	
日本ノイズコントロール株式会社	30百万円	100.00%	消音、防振装置の設計・製造・販売・据付	
東京大気社サービス株式会社	20百万円	100.00%	空調設備の設計・施工	
TKS Industrial Company	米ドル 10千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工	
Encore Automation LLC	*1,3	—	自動車産業及び航空機産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工	
Taikisha Canada Inc.	*1	カナダドル 442千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	*1	メキシコペソ 11,729千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha Mexicana Service, S.A. de C.V.	*1	メキシコペソ 100千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工及び人材派遣サービス
Taikisha do Brasil Ltda.	*1	ブラジルリアル 8,107千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.		シンガポールドル 20百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	*1	タイバーツ 40百万	85.65%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Trading (Thailand) Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	98.60%	空調、塗装設備、他プラントの各種製品の輸出入
Thaiken Maintenance & Service Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	100.00%	保守・サービス及び小口工事等
Token Interior & Design Co., Ltd.	*1	タイバーツ 20百万	83.40%	内装品、内装材の製造・販売
TKA Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	96.00%	精密機械部品の製造・販売
Token Myanmar Co., Ltd.	*1	米ドル 200千	90.00%	内装関連の設計・施工
Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.		マレーシアリング 750千	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
P.T. Taikisha Indonesia Engineering	インドネシアルピア 982百万	99.98%	空調、塗装設備の設計・施工
P.T. Taikisha Manufacturing Indonesia	インドネシアルピア 87,531百万	99.98%	自動車部品塗装
Taikisha Philippines Inc.	*2 フィリピンペソ 22百万	40.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Vietnam Engineering Inc.	ベトナムドン 3,895百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha (Cambodia) Co., Ltd.	米ドル 300千	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Myanmar Co., Ltd.	*1 米ドル 2百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工・メンテナンス
五洲大気社工程有限公司	中国元 51百万	70.00%	空調、塗装設備の設計・施工
北京五洲大気社設備有限公司	*1 中国元 800千	100.00%	塗装、空調、公害防止製品の製造・据付・調整・補修及び機械設備、電子製品の販売
天津大気社塗装系統有限公司	*1 中国元 73百万	90.00%	塗装システムの研究及び開発・製造・販売・メンテナンス
大気社香港有限公司	香港ドル 2百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
華気社(股)公司	新台湾ドル 230百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
株式会社韓国大気社	*1 韓国ウォン 700百万	80.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha Engineering India Private Ltd.	インドルピー 6百万	55.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Geico S.p.A.	ユーロ 3百万	51.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
J-CO America Corporation	*1,4 米ドル 300千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Taikisha Europe Ltd.	*1 ユーロ 4百万	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
J-CO Mexico, S. de R.L. de C.V.	*1 メキシコペソ 272千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Brasil Ltda.	*1 ブラジルリアル 5,500千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工

会社名		資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Geico Paint Shop India Private Limited	*1	インドルピー 3百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Painting System (Suzhou) Co., Ltd.	*1	中国元 25百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
"Geico Russia" LLC	*1	ロシアルーブル 6百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工

- (注) 1. *1の会社は、子会社による出資を含む比率であります。
2. *2の会社の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
3. *3の会社は、米国法上のLimited Liability Companyであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載しておりません。
4. *4の会社は、当期において新規に設立したため、連結子会社としております。

(9) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、国内外の空調設備及び塗装設備の設計・監理・施工並びにこれらに関連する資機材の製造・販売であります。

各事業別の市場・顧客分野は、次のとおりであります。

環境システム事業	・事務所 ホテル 店舗 学校 研究所 劇場 ホール 住宅 病院及びコンピューターセンター等の一般空調設備 ・半導体 電子部品 精密機械 医薬品 食品等の製造工場におけるクリーンルーム等の産業空調設備
塗装システム事業	・自動車車体・バンパー等、自動車産業向けのほかに建設車両 鉄道車両 航空機等の各製造工場における塗装設備

(10) 主要な拠点等

① 当社

本社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
支店	札幌、東北（仙台市）、関東（さいたま市）、東京支社（東京都中野区）、中部（名古屋市）、大阪支社、中国（広島市）、九州（福岡市）、国際（東京都新宿区）、東日本事業所（東京都新宿区）、西日本事業所（名古屋市）、オートメーション事業所（神奈川県座間市）
営業所	茨城（つくば市）、北陸（金沢市）、長野、京都、神戸、四国（高松市）、鹿児島、沖縄（那覇市）
研究所	座間技術センター（神奈川県座間市）、技術開発センター（神奈川県愛甲郡愛川町）、塗装システム事業部開発部門（大阪府枚方市）

② 子会社

国内	サンエス工業株式会社	大阪府枚方市
	日本ノイズコントロール株式会社	東京都中野区
	東京大気社サービス株式会社	東京都中野区
海外	TKS Industrial Company	米国
	Encore Automation LLC	米国
	Taikisha Canada Inc.	カナダ
	Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ
	Taikisha Mexicana Service, S.A. de C.V.	メキシコ
	Taikisha do Brasil Ltda.	ブラジル
	Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	Taikisha Trading (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	Thaiken Maintenance & Service Co., Ltd.	タイ
	Token Interior & Design Co., Ltd.	タイ
	TKA Co., Ltd.	タイ
	Token Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー
	Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.	マレーシア
	P.T. Taikisha Indonesia Engineering	インドネシア
	P.T. Taikisha Manufacturing Indonesia	インドネシア
	Taikisha Philippines Inc.	フィリピン
	Taikisha Vietnam Engineering Inc.	ベトナム
	Taikisha (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア
	Taikisha Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー
	五洲大気社工程有限公司	中国
	北京五洲大気社設備有限公司	中国
	天津大気社塗装系統有限公司	中国
	大気社香港有限公司	中国
	華気社(股)公司	台湾
	株式会社韓国大気社	韓国
	Taikisha Engineering India Private Ltd.	インド
	Geico S.p.A.	イタリア
	J-CO America Corporation	米国
	Geico Taikisha Europe Ltd.	英国
	J-CO Mexico, S. de R.L. de C.V.	メキシコ
	Geico Brasil Ltda.	ブラジル

Geico Paint Shop India Private Limited
Geico Painting System (Suzhou) Co., Ltd.
"Geico Russia" LLC

インド
中国
ロシア

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前期末比増減
設備工事業	4,702 名	△ 190 名

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,446 名	△ 38 名	43.8 歳	18.3 年

(12) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,712百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,084百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 34,206,168株 (自己株式2,575,841株を除く。)
 (3) 株主数 3,235名 (前期比169名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	2,859	8.4
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	2,262	6.6
株式会社 建材社	1,730	5.1
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	1,569	4.6
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,415	4.1
ザバンクオブニューヨークメロン (インターナショナル) リミテッド 131800	1,077	3.2
大気社協力会社持株会	1,034	3.0
株式会社 第二建材社	1,000	2.9
大気社社員持株会	872	2.6
日本生命保険相互会社	866	2.5

- (注) 1. 当社は、自己株式2,575,841株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式161,200株を含んでおりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	356,500株
ウ. 株式の取得価額の総額	999,982,500円（1株につき2,805円）
エ. 取得日	平成28年11月25日
オ. 取得理由	資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

② E S O P（株式給付型プラン）

当社は、当社従業員に対して当社株式を給付することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「E S O P（株式給付型プラン）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。当該株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	上 西 栄太郎	会長
代 表 取 締 役	上 山 悟	社長執行役員
代 表 取 締 役	芝 利 昭	副社長執行役員
取 締 役	橋 本 記代司	副社長執行役員経営企画本部長
取 締 役	加 藤 考 二	専務執行役員管理本部長兼C S R 担当
取 締 役	小 川 哲 也	専務執行役員塗装システム事業部長
取 締 役	向 井 浩	常務執行役員環境システム事業部長
取 締 役	浜 中 幸 憲	常務執行役員塗装システム事業部副事業部長
取 締 役	村 上 修 一	
○取 締 役	末 澤 和 政	株式会社鎌倉新書取締役 (社外取締役) 東部商事株式会社監査役 (社外監査役)
常 勤 監 査 役	齊 藤 正 明	
○常 勤 監 査 役	古 勝 稔 也	
監 査 役	野 呂 順 一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
監 査 役	彦 坂 浩 一	弁護士、株式会社アドウェイズ監査役

- (注) 1. ○印の取締役及び監査役は、平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会において、それぞれ新たに取締役及び監査役に選任され就任いたしました。
2. 平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、佐野充氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役村上修一、末澤和政の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役野呂順一、彦坂浩一の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役古勝稔也氏は、長年にわたる経理・財務関連業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、取締役村上修一、末澤和政及び監査役野呂順一、彦坂浩一の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 平成29年4月1日付で、以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
芝利昭	代表取締役社長執行役員	代表取締役副社長執行役員
加藤考二	代表取締役副社長執行役員管理本部管掌	取締役専務執行役員管理本部長兼CSR担当
向井浩	取締役専務執行役員環境システム事業部長	取締役常務執行役員環境システム事業部長
上山悟	取締役	代表取締役社長執行役員
橋本記代司	取締役	取締役副社長執行役員経営企画本部長
小川哲也	取締役	取締役専務執行役員塗装システム事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	10名	428百万円	うち社外 2名 16百万円
監査役	5名	60百万円	うち社外 2名 15百万円
計	15名	489百万円	

- (注) 1. 上記には、平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の支給見込額93百万円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額540百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第59回定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

各社外役員の他の法人等における重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	村上 修一	当事業年度に開催された取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、大手損害保険会社において培われた知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
取 締 役	未澤 和政	就任後に開催された取締役会10回全て（出席率100％）に出席し、経営者として培われた知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	野呂 順一	当事業年度に開催された取締役会12回全て（出席率100％）、監査役会9回全て（出席率100％）に出席し、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	彦坂 浩一	当事業年度に開催された取締役会12回全て（出席率100％）、監査役会9回全て（出席率100％）に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査法人A & Aパートナーズ	報酬等の額	75 百万円
	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	75 百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、経営事項審査に用いる財務数値の調査業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合等、必要があると判断した場合には、監査役会規則に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する決議の内容を決定し、取締役会はそれを株主総会へ提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

目 的

本決議は、現在最大の経営リスクは法令違反であることを認識し、法令順守の周知・徹底と実行を図るため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムは、その整備・運用を徹底し、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を確保することを目的とする。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 社是、企業理念に基づき、取締役会にて制定した経営ビジョン「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」及び「大気社行動規範」を、取締役及び使用人の職務の執行における指針と位置付け、その浸透を図る。
 - イ. 代表取締役を委員長とし、取締役、コンプライアンス部長及び内部監査室長により構成される全社コンプライアンス委員会を原則として月1回開催するものとし、経営上の観点から、当社の事業全般についてのコンプライアンス上の課題の検討及び対応並びに法令及び定款等順守の状況の検証を行う。また、全社コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性確保の観点から監査役が独立的な立場で出席する。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては、当社の業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を拒否し、取締役及び使用人が関係を持つことを禁止する旨を「大気社行動規範」に定め徹底して排除する。また、継続的なコンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を通じて、取締役及び使用人に対する周知・徹底を図り、未然防止に努めるとともに、社外より定期的に情報収集を行い、万一不当要求を受けた場合は、外部専門家との連携の下、組織的に対応する。
 - エ. 代表取締役直属のコンプライアンス部は、「経営ビジョン」及び「大気社行動規範」の周知・徹底を図るため、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を継続的に実施するとともに、各事業部のコンプライアンス関係部門等と連携し法令違反の未然防止に努め、活動状況を全社コンプライアンス委員会に報告する。
 - オ. 取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、

内部通報制度を整備し、コンプライアンス部を通報先とする内部通報窓口及び独立した社外の弁護士を通報先とする外部通報窓口を設置する。コンプライアンス部は、内部通報制度を有効に活用できるよう、社内外に周知・徹底させるとともに、内部通報規程に基づき、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないよう監視、監督する。

カ. コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、就業規則に則り、厳格に対処する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、情報セキュリティ規程、文書管理規程をはじめとする社内規程等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、社内規程等の見直し等を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクを一元的に把握し効果的かつ効率的なリスク管理を実施する。同委員会は、全社的なリスクマネジメントの基本方針、責任体制及び運営等を定め、周知・徹底を図る。

イ. 品質管理、安全管理、コンプライアンス等の各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部門がリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応策を立案し、リスクマネジメント委員会へ報告する。また、各所管部門は、社内規程等を整備し、それらの周知・徹底を図る。

ウ. 発生抑止が効かず顕在化したリスク（以下、危機という。）に対処対応措置を講ずべき事態に至った場合を想定し、その対応と危機の日常管理を目的として危機管理委員会を設置する。危機発生時においては危機管理の基本方針に則り、危機管理委員会の下、危機対策チームの編成又は危機対策本部を設置し対応する。また、危機発生の際の下、その復旧計画にあたる事業継続計画を整備する。

エ. 代表取締役直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき監査を担当する。内部監査室長には執行役員以上の役職者を起用するとともに、必要な人員の配置を行い、内部監査の実効性を確保する。また、内部監査室は、必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改訂を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制の導入により、企業経営と業務執行機能の責任と権限を明確化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図り、経営の改革を一層推進する。

イ. 取締役会規則、稟議規程等その他関連する社内規程に基づき、取締役会への付議基準

- に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを順守する。その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとり、取締役会は、当該資料に基づいた十分な審議により決議する。
- ウ. 企業理念を基軸に、方針検討会を経て、各本部及び各事業部において適正な年度方針及び年度目標の設定を行い、目標達成のために活動する。
- エ. 常務執行役員以上の取締役を主なメンバーとして構成する経営会議を設置し、稟議規程により定められた当社及び当社グループ全体の経営課題及び事案について、十分な審議を行い、迅速な決定を行う。また、経営会議は、業績報告を通じて年度目標の進捗状況について、月次で検証を行う。
- ⑤ 当社及びその子会社（関連会社を含む。以下、同じ。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社の子会社の取締役及び業務を執行する使用人は、職務の執行に係る事項を、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門へ報告し、当該所管部門が同規程に基づき子会社を管理することにより、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとする。
- イ. 内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、子会社のリスク情報の有無を監査するため、内部監査室を中心とした定期的な監査を実施する。監査の結果、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告する。
- ウ. 金融商品取引法に基づく、当社グループ全体の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制については、代表取締役社長の指示の下、金融庁公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠した内部統制基本規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備する。また、同規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- エ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、内部監査室を中心とした定期的な監査及びコンプライアンス部による定期的な調査を実施する。また、コンプライアンス部は、当社の内部通報制度を有効活用できるよう周知する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役の下に監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置する。

当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役及び使用人は、以下の事項について監査役に報告する義務を負うほか、監査役会規則、監査役監査規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。
- ・ 経営会議の決議事項、報告事項
 - ・ 全社コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、危機管理委員会の討議事項
 - ・ 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 取締役及び使用人の法令・定款違反行為又はこれらの行為を行うおそれのある事実
 - ・ 内部監査室による内部監査の結果
 - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役及び使用人より報告を受けた当社の所管部門責任者は、監査役が出席する会議体において又は必要に応じ適宜、監査役へ報告する。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役会の要請に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。また、コンプライアンス部は、当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを監視、監督する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、監査役会規則の定めに基づき、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表取締役、管理本部長及び内部監査室長は、監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査役監査の実効性確保に努める。
- イ. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

全社コンプライアンス委員会を12回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題について検討・協議するとともに、法令順守の状況について検証しました。

コンプライアンス意識の浸透を図るため、社内イントラネットでの情報発信、啓発ポスターの掲示、コンプライアンス・マニュアルの読み合わせ、役職員の研修（eラーニング、コンプライアンス部による出張研修）等を実施しました。コンプライアンス部は、内部通報制度について、社内イントラネット、ポスター等により定期的な周知を行いました。

② リスク管理に関する取組み

リスクマネジメント委員会を2回開催し、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針について検討・協議を行いました。各部門の所管業務に付随するリスクについては、基本方針に則り、各所管部門がリスクを把握して対応策を立案・実施し、その状況についてリスクマネジメント委員会で報告を行いました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取組み

取締役会を12回開催し、当社グループの経営方針や経営上の重要事項について意思決定するとともに、業務執行に関する報告を通じ、取締役の職務執行の状況についてモニタリングを行いました。

経営会議を16回開催し、取締役会から委任された重要な業務執行及び取締役会付議事項について審議し、意思決定を行いました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

関係会社管理規程に定められた重要事項について子会社から報告を受けたほか、子会社の同規程の順守状況について定期的に確認を行いました。

⑤ 監査役への報告及び監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を把握したほか、関係各部署から情報収集を行い、必要な報告を受けました。

内部監査室は、当社グループの内部監査の結果について取締役会において適宜報告を行ったほか、監査役に対し、監査計画、内部監査の実施状況、監査結果等について報告を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為を行う大量買付者による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為を行う大量買付者の中には、その目的等に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある場合や株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要する場合等、不適切な大量買付行為が実施される場合も存在すると考えております。

このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する不適切な大量買付行為が実施される場合には、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間を確保することや当社が大量買付者との交渉の機会を確保することが必要であると考えております。

さらに、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

このように、当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取

引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

以上の企業理念・経営ビジョンに基づき、平成29年3月期から平成31年3月期までの3ヶ年を計画期間とした中期経営計画の下、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

また、当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月31日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する対応策（買収防衛策）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第63回定時株主総会、平成22年6月29日開催の第65回定時株主総会、平成25年6月27日開催の第68回定時株主総会及び平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会において、その内容の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認をいただいております（以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、原則として、取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告に従って、大量買付行為に対する対抗措置を発動するための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、又は大量買付ルールを順守してい

る場合であっても、当該大量買付行為が、合理的かつ詳細に定められた客観的要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとしします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしします。

本プランの内容の詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

http://www.taikisha.co.jp/corporate/news/20160516_1.pdf

(4) 前記取組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないことについて

① (2) の取組みについて

上記(2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

② (3) の取組みについて

当社は、上記(3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した取組みは、以下の各理由により、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。

イ. 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容とな

っております。

ウ. 株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランの有効期間は、第71回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成31年6月開催予定の第74回定時株主総会）の終結の時までとなっております。

ただし、本プランの有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために、株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催することができるものとし、対抗措置の発動について、株主の皆様の意思を尊重して行うことを明らかにしております。

そして、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

エ. 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、本プランの導入及び継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で取締役会に対して勧告し、取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、また、一定の場合には、株主意思確認株主総会を開催することができ、株主の皆様の過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	152,907	流動負債	88,608
現金預金	42,263	支払手形・工事未払金等	55,287
受取手形・完成工事未収入金等	100,983	短期借入金	4,015
有価証券	10	未払法人税等	1,462
未成工事支出金	1,951	繰延税金負債	17
材料貯蔵品	265	未成工事受入金	15,543
繰延税金資産	1,702	完成工事補償引当金	973
その他	6,191	工事損失引当金	790
貸倒引当金	△461	役員賞与引当金	101
固定資産	46,116	その他	10,416
有形固定資産	7,633	固定負債	10,231
建物・構築物	7,448	長期借入金	986
機械・運搬具及び工具器具備品	8,373	繰延税金負債	7,285
土地	2,073	役員退職慰労引当金	50
その他	322	退職給付に係る負債	1,492
減価償却累計額	△10,584	その他	416
無形固定資産	5,103	負債合計	98,839
のれん	2,668	(純資産の部)	
その他	2,434	株主資本	85,577
投資その他の資産	33,380	資本金	6,455
投資有価証券	25,629	資本剰余金	7,305
繰延税金資産	872	利益剰余金	77,945
退職給付に係る資産	4,984	自己株式	△6,128
その他	1,906	その他の包括利益累計額	10,175
貸倒引当金	△13	その他有価証券評価差額金	9,969
		繰延ヘッジ損益	△111
		為替換算調整勘定	349
		退職給付に係る調整累計額	△31
		非支配株主持分	4,431
		純資産合計	100,184
資産合計	199,024	負債純資産合計	199,024

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		200,604
完成工事原価		172,447
完成工事総利益		28,157
販売費及び一般管理費		19,683
営業利益		8,473
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,018	
為替差益	199	
その他	531	1,750
営業外費用		
支払利息	175	
その他	205	381
経常利益		9,842
特別利益		
固定資産処分益	20	
投資有価証券売却益	25	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	9	
保険解約返戻金	3	59
特別損失		
固定資産処分損	18	
減損損失	2	
投資有価証券売却損	141	
投資有価証券評価損	19	
保険解約損	16	199
税金等調整前当期純利益		9,702
法人税、住民税及び事業税	3,078	
法人税等調整額	△45	3,032
当期純利益		6,669
非支配株主に帰属する当期純利益		364
親会社株主に帰属する当期純利益		6,305

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結包括利益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	6,669
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	2,060
繰延ヘッジ損益	△225
為替換算調整勘定	△1,289
退職給付に係る調整額	1,021
持分法適用会社に対する持分相当額	△62
その他の包括利益合計	1,504
包括利益	8,174
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	8,071
非支配株主に係る包括利益	102

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。
2. 当計算書に係る部分については、会計監査人の監査対象外となっております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	6,455	7,344	73,943	△5,127	82,615
会計方針の変更による 累積的影響額			11		11
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,455	7,344	73,955	△5,127	82,627
当期変動額					
剰余金の配当			△2,315		△2,315
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,305		6,305
自己株式の取得				△1,000	△1,000
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△39			△39
連結子会社株式の売却 による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△39	3,989	△1,000	2,949
当期末残高	6,455	7,305	77,945	△6,128	85,577

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,908	7	1,528	△1,036	8,409	4,896	95,921
会計方針の変更による 累積的影響額						0	12
会計方針の変更を反映し た当期首残高	7,908	7	1,528	△1,036	8,409	4,897	95,934
当期変動額							
剰余金の配当							△2,315
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,305
自己株式の取得							△1,000
連結子会社株式の取得 による持分の増減							△39
連結子会社株式の売却 による持分の増減							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,060	△119	△1,179	1,005	1,766	△466	1,300
当期変動額合計	2,060	△119	△1,179	1,005	1,766	△466	4,250
当期末残高	9,969	△111	349	△31	10,175	4,431	100,184

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	82,711	流動負債	43,892
現金預金	13,076	支払手形	6,291
受取手形	814	電子記録債務	11,879
電子記録債権	3,236	工事未払金	13,489
完成工事未収入金	61,526	短期借入金	2,398
未成工事支出金	364	リース債務	2
材料貯蔵品	122	未払金	4,123
繰延税金資産	1,179	未払法人税等	910
その他	2,392	未成工事受入金	1,804
固定資産	45,995	預り金	233
有形固定資産	2,860	完成工事補償引当金	395
建物	1,155	工事損失引当金	146
構築物	13	役員賞与引当金	93
機械及び装置	35	その他	2,125
車両運搬具	0	固定負債	5,716
工具器具・備品	173	長期借入金	96
土地	1,437	繰延税金負債	5,378
リース資産	3	退職給付引当金	130
建設仮勘定	41	その他	112
無形固定資産	2,111	負債合計	49,609
ソフトウェア	2,110	(純資産の部)	
その他	1	株主資本	69,126
投資その他の資産	41,023	資本金	6,455
投資有価証券	24,900	資本剰余金	7,344
関係会社株式	9,928	資本準備金	7,297
長期貸付金	4	その他資本剰余金	47
破産更生債権等	2	利益剰余金	61,455
長期前払費用	141	利益準備金	1,613
前払年金費用	4,787	その他利益剰余金	59,841
敷金及び保証金	1,263	圧縮記帳積立金	0
その他	3	情報化投資積立金	2,200
貸倒引当金	△8	別途積立金	35,720
		繰越利益剰余金	21,921
		自己株式	△6,128
		評価・換算差額等	9,972
		その他有価証券評価差額金	9,969
		繰延ヘッジ損益	3
		純資産合計	79,098
資産合計	128,707	負債純資産合計	128,707

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
完成工事高		105,378
完成工事原価		86,894
完成工事総利益		18,483
販売費及び一般管理費		11,786
営業利益		6,697
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,771	
保険配当金	133	
不動産賃貸料	169	
技術指導料	1,540	
貸倒引当金戻入額	2	
その他	43	3,661
営業外費用		
支払利息	21	
売上割引	62	
不動産賃貸費用	48	
為替差損	208	
その他	24	365
経常利益		9,993
特別利益		
投資有価証券売却益	19	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	9	
保険解約返戻金	3	32
特別損失		
固定資産処分損	8	
減損損失	2	
投資有価証券売却損	141	
投資有価証券評価損	19	
関係会社株式売却損	0	
保険解約損	16	188
税引前当期純利益		9,837
法人税、住民税及び事業税	2,086	
法人税等調整額	500	2,586
当期純利益		7,251

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合
当期首残高	6,455	7,297	47	7,344
当期変動額				
情報化投資積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	6,455	7,297	47	7,344

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計 合		
圧 縮 記 帳 積 立 金		情 報 化 投 資 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	1,613	0	2,000	35,720	17,186	56,519	△5,127	65,191
当期変動額								
情報化投資積立金の積立			200		△200	-		-
剰余金の配当					△2,315	△2,315		△2,315
当期純利益					7,251	7,251		7,251
自己株式の取得							△1,000	△1,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	200	-	4,735	4,935	△1,000	3,934
当期末残高	1,613	0	2,200	35,720	21,921	61,455	△6,128	69,126

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	7,908	1	7,910	73,102
当期変動額				
情報化投資積立金の積立				—
剰余金の配当				△2,315
当期純利益				7,251
自己株式の取得				△1,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,060	1	2,061	2,061
当期変動額合計	2,060	1	2,061	5,996
当期末残高	9,969	3	9,972	79,098

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株 式 会 社 大 気 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 A & A パートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 本 裕 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 田 聡 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大気社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大気社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 大気社
取締役 会 御 中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 坂本 裕子 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 寺田 聡司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大気社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支社・支店・事業所の往査を実施、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、海外を含む主要な子会社の往査を実施、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」及び「内部統制システム監査のチェックリスト」に基づき、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立性の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社大気社 監査役会

常勤監査役 齊藤正明 ㊟

常勤監査役 古勝稔也 ㊟

監査役
(社外監査役) 野呂順一 ㊟

監査役
(社外監査役) 彦坂浩一 ㊟

以上

第72回定時株主総会会場ご案内図

日 時 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル43階 ムーンライト
電話 (03) 3344-0111 (代表)



交通 JR新宿駅西口より徒歩5分
京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄新宿線 新宿駅より徒歩5分
都営地下鉄大江戸線 都庁前駅B1出口よりすぐ

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

第72回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

株式会社 大気社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.taikisha.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 38社

主要な連結子会社の名称 サンエス工業(株)
TKS Industrial Company
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.

五洲大気社工程有限公司

当連結会計年度より、新たに設立したJ-CO America Corporationを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

会社の名称 上海東波大気輸送系統設備有限公司
天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

会社の名称 Makiansia Engineering (M) Sdn. Bhd.
J-PM Systems GmbH

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

デリバティブ

たな卸資産

未成工事支出金

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。また、一部の在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

完成工事未収入金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事の補修による損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う金額を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社が加入する「西日本冷凍空調厚生年金基金」(総合型)は、平成25年9月18日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。

当連結会計年度において、特例解散に伴う責任準備金相当額が平成28年9月に確定し、同年11月に納付手続を実施したため、厚生年金基金解散損失引当金247百万円を取崩しております。同基金は平成29年2月に清算終了しております。

なお、確定した237百万円と引当金残高との差額につきましては、連結損益計算書の特別利益に厚生年金基金解散損失引当金戻入額9百万円として計上しております。

役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員に対する退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく必要額の100%を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

完成工事高及び完成
工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 先物為替予約、直物為替先渡取引（NDF）、金利スワップ、金利キャップ

ヘッジ対象 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、借入金の金利取引

③ヘッジ方針

為替予約は成約時に為替変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ及び金利キャップは借入金の金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の適用の判断をもって有効性の判定に代えております。

退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

20年間にわたる均等償却で行っております。

のれんの償却方法及び償却期間 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は、消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び非支配株主持分に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が12百万円、利益剰余金が11百万円、非支配株主持分が0百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 関係会社における営業保証金として、下記の資産を担保に供しております。

現金預金 36百万円

(2) 下記の資産は、出資先の借入金担保に供しております。

投資有価証券 2百万円

(3) 下記の資産は、関係会社における借入金担保に供しております。

担保に供している資産	期末帳簿残高	左記に対応する債務額
現金預金	332百万円	227百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	28百万円	12百万円

2. 保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金等について保証を行っております。

従業員 3百万円

天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司 312百万円

3. 受取手形裏書譲渡高

40百万円

(連結損益計算書に関する注記)

完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、756百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

36,782,009株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,451	42.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	864	25.00	平成28年9月30日	平成28年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,539百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 45.00円 |
| ③ 基準日 | 平成29年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成29年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、機材、材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての完成工事未収入金残高の範囲内にあります。

未払法人税等は、当連結会計年度における当社グループ各社の課税所得に係るものであり、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は短期長期ともに営業取引に係る資金調達であります。短期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は原則、固定金利にて調達し、金利変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引、直物為替先渡取引であります。デリバティブ取引のうち、先物為替予約取引及び直物為替先渡取引の執行・管理については、管理本部長の定めた外国為替管理に関する通達に則して執行されております。当該通達では、取引の管理方針、リスク管理の主管部署、利用目的、利用範囲及び報告体制に関する規定が明記されております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	42,263	42,263	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金 (*1)	100,983 △402		
	100,581	100,578	△2
(3) 有価証券及び投資有価証券 (*2)	24,319	24,319	—
資産計	167,164	167,161	△2
(4) 支払手形・工事未払金等	55,287	55,286	△0
(5) 短期借入金	4,015	4,015	—
(6) 未払法人税等	1,462	1,462	—
(7) 長期借入金	986	937	△48
負債計	61,751	61,701	△49
(8) デリバティブ取引	△398	△398	—

(*1) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 有価証券及び投資有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものは上記に含んでおりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した割引率に基づいて算定した現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は満期までの期間及び国債の利回り等で割り引いた現在価値によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券として保有しております。

①これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの（平成29年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株 式	24,286	9,996	14,290
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株 式	32	32	-
合計	24,319	10,028	14,290

②その他有価証券の当連結会計年度の売却額は234百万円であり、売却益の合計額は25百万円、売却損の合計額は141百万円であります。

③上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、株式の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、1年以内に時価が簿価まで回復するという合理的な反証がない限り減損処理を実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の市場価格の推移及び回復可能性を考慮し、必要と認められた金額について減損処理を実施しております。

負債

(4) 支払手形・工事未払金等、並びに (5) 短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに支払い又は返済までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 未払法人税等

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	日本円	76	—	△4	△4
	米ドル	17	—	0	0
	シンガポールドル	7	—	△0	△0
	売建				
	米ドル	502	—	△18	△18
	ユーロ	27	—	0	0
	中国元	838	—	△90	△90
	合計	—	—	△112	△112

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	日本円	工事未払金 (予定取引)	156	17	△6
	タイバーツ	工事未払金 (予定取引)	136	—	3
	売建				
	米ドル	完成工事未収入金 (予定取引)	7,449	516	△294
	英ポンド	完成工事未収入金 (予定取引)	152	—	9
	ユーロ	完成工事未収入金 (予定取引)	35	—	0
	中国元	完成工事未収入金 (予定取引)	8	—	0
	合計		—	—	△286

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,310
非上場外国債券	10

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるのには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	42,263	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	95,409	5,280	292	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの (非上場外国債券)	10	—	—	—
合計	137,683	5,280	292	—

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,799円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 183円16銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

当社は、創立100周年を機に、当社従業員に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「E S O P (株式給付型プラン)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員に每期一定のポイントを付与し、所定の期間経過後に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。従業員へ給付する株式は、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として分別管理することになっております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 当連結会計年度の信託における帳簿価額は299百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

② 当連結会計年度の期末株式数は161千株であり、期中平均株式数は162千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

た な 卸 資 産

未成工事支出金

個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(リ ー ス 資 産 を 除 く)

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

無 形 固 定 資 産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(リ ー ス 資 産 を 除 く)

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

完成工事未収入金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事の補修による損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

(追加情報)

当社が加入する「西日本冷凍空調厚生年金基金」(総合型)は、平成25年9月18日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。

当事業年度において、特例解散に伴う責任準備金相当額が平成28年9月に確定し、同年11月に納付手続を実施したため、厚生年金基金解散損失引当金224百万円を取崩しております。同基金は平成29年2月に清算終了しております。

なお、確定した215百万円と引当金残高との差額につきましては、損益計算書の特別利益に厚生年金基金解散損失引当金戻入額9百万円として計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 先物為替予約、直物為替先渡取引 (NDF)

ヘッジ対象 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替予約は成約時に為替変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

電子記録債権は、従来、貸借対照表上、受取手形に含めて記載(前事業年度860百万円)しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、電子記録債権(3,236百万円)として表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

下記の資産は、出資先の借入金担保に供しております。

投資有価証券 2百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 4,932百万円

3. 保証債務

従業員及び関係会社の金融機関借入金等について保証を行っております。

従業員 3百万円

Taikisha de Mexico, S.A. de C.V. 183百万円

Taikisha (Singapore) Pte. Ltd. 189百万円

Taikisha (Thailand) Co., Ltd. 1,006百万円

P.T. Taikisha Indonesia Engineering 83百万円

Taikisha Vietnam Engineering Inc. 234百万円

五洲大気社工程有限公司 452百万円

天津大気社塗装系統有限公司 39百万円

華気社(股)公司 1百万円

株式会社韓国大気社 22百万円

Taikisha Engineering India Private Ltd. 2,331百万円

Geico Taikisha Europe Ltd. 30百万円

天津東樁大気塗装輸送系統設備有限公司 312百万円

計 4,890百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 3,599百万円

短期金銭債務 2,625百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

完成工事高 3,446百万円

仕入高 5,125百万円

営業取引以外の取引高 (収入分) 2,911百万円

営業取引以外の取引高 (支出分) 57百万円

2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、142百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

2,575,841株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	2百万円
完成工事補償引当金	122百万円
工事損失引当金	45百万円
退職給付引当金	39百万円
退職給付信託設定有価証券	276百万円
未払事業税等	98百万円
未払賞与	944百万円
投資有価証券評価損	123百万円
関係会社株式評価損	445百万円
ゴルフ会員権評価損	59百万円
その他	207百万円
繰延税金資産小計	2,366百万円
評価性引当額	△726百万円
繰延税金資産合計	1,639百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,466百万円
その他有価証券評価差額金	△4,321百万円
その他	△51百万円
繰延税金負債合計	△5,838百万円
繰延税金負債の純額	△4,199百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び役員等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注3)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Taikisha Engineering India Private Ltd.	直接所有 55.00	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	債務保証 (注1)	2,331	—	—
	天津大気社塗装系統有限公司	直接所有 72.14 間接所有 17.86	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	工事代金の受取 (注2)	1,695	完成工事 未収入金	1,642

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.当該子会社の借入金に対する保証や取引先への工事保証であります。
2.工事契約は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3.取引金額には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,312円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 210円63銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表(その他の注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。